

こども・若者等からの意見を踏まえた「(仮称)こども未来条例」の制定について(中間報告)

令和6年8月22日
福井市 こども未来部
こども政策課

目次

| | |
|---|----|
| 第1部 条例制定の概要..... | 1 |
| 1 条例制定の背景..... | 1 |
| 2 条例の概要..... | 1 |
| ①条文の構成 | 1 |
| 第2部 意見聴取実施概要..... | 2 |
| 1 概要..... | 2 |
| ①概要 | 2 |
| ②目的 | 3 |
| 2 意見聴取実施の詳細..... | 3 |
| ①ワークショップ..... | 3 |
| ア 実施方法 | 3 |
| イ 実施日、対象等 | 4 |
| ②Web アンケート | 5 |
| ア 実施方法 | 5 |
| イ 実施期間、対象等 | 5 |
| ウ 設問一覧 | 7 |
| ③その他 | 9 |
| ア 庁内若手職員によるプロジェクト..... | 9 |
| イ 足羽高校でのワークショップ..... | 10 |
| ウ 藤島中学校での意見の発表会 | 11 |
| 第3部 こども・若者等の意見の「(仮称)福井市こども未来条例」素案への反映 | 12 |
| 1 意見反映のプロセスについて | 12 |

| | |
|--------------------------|----|
| 2 目的、前文(制定趣旨)等の考え方 | 13 |
| ① 題名(名称) | 13 |
| ② 前文(条例制定の趣旨) | 13 |
| ③ 目的(第1条)..... | 14 |
| ④ 定義(第2条)..... | 14 |
| ⑤ 周知(第16条) | 15 |
| 3 意見反映の内容について..... | 16 |
| 分野 基本理念..... | 16 |
| 分野 こどもの権利 | 18 |
| 分野 市の役割..... | 21 |
| 分野 保護者の役割..... | 22 |
| 分野 地域住民等の役割..... | 23 |
| 分野 学校等の役割..... | 24 |
| 分野 事業者の役割..... | 25 |
| 分野 こどもの育ちの支援 | 26 |
| 分野 遊び、文化、多様な学び、経験 | 27 |
| 分野 こどもの状況に応じた適切な支援 | 28 |
| 分野 子育て家庭への支援..... | 30 |
| 分野 情報提供、相談体制..... | 31 |
| 4 条例への反映が難しかった意見 | 32 |

第1部 条例制定の概要

1 条例制定の背景

こどもは社会の宝、明るい未来へのかけ橋である。

こどもが日常生活を送る地域社会全体で、こどもの利益を第一に考え、こども、子育てに関わり支えていく環境づくりや機運の醸成が、極めて重要であることから、こどもや、子育て中の世代、これからこどもを持つとする世代、こどもに関わる多くの市民、そして行政が、こどもを育む社会に関して同じ理想を共有し、ともに手を携えて取り組んでいく基盤として、条例の制定を行う。

条例制定にあたっては、こどもを誰一人取り残すことなく、健やかで豊かな成長を社会全体で後押しできるよう、こどもや若者等の意見を広く聴き、声や想いを反映させた。

2 条例の概要

①条文の構成

- ・題名
- ・前文
 - ・第1章 総則
 - ・第2章 基本理念
 - ・第3章 こどもの権利等
 - ・第4章 それぞれの役割
 - ・第5章 基本となる施策
 - ・第6章 雑則

第2部 意見聴取実施概要

1 概要

①概要

市全体でこどもの成長を応援し、こどもの未来が輝くまちの実現を目指すための基本理念としての「(仮称)福井市こども未来条例」を制定するにあたり、全てのこどもについて、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保、意見の尊重といった「こども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、こども・若者等や、関係団体等から、広く意見聴取を行った。

意見聴取の方法としては、ワークショップと Web アンケートの2通りで実施した。

条例は、こどもを育む上での基本理念、理想を掲げるものなので、多数の意見が少数の意見よりも重要という考え方はせず、このため、アンケートについては、統計を目的とするものではなく、自由記載により可能な限り多様な意見が出るようにした。

また、様々な状況にあるこどもの意見を幅広く聴くため、児童養護施設、外国につながるこども、こども食堂等を利用しているこどもなど、可能な限り幅広くアプローチした。

実施のイメージ

| | 未就学児 →保護者 | 小中学生 高校生 | 若 者 | | 大人 保護者 | 児童養護 施設 | 特 別 支 援 学 校 | 障がい福祉 サービス事業所 | 外国人 | 団体 |
|----|--------------|-------------|-----|-----|-----------|------------|-------------|------------------|-----|-------|
| | | | 大学生 | 市職員 | | | 障がい児者、保護者 | | | |
| 5月 | | | | | | | | | | |
| 6月 | | WS | WS | WS | | | アンケート | アンケート | | |
| 7月 | | WS | | WS | | | | | WS | WS |
| 8月 | | アンケート | | | | WS | | | | アンケート |
| 9月 | | | | | | | | | | |

②目的

こども施策を育む上での基本理念、理想を掲げるにあたり、こどもに意見を表明する機会を提供し、こどものニーズをよりの確に踏まえることにより、基本理念やそこに紐付く施策をより実効性のあるものとするを目的に、意見聴取を実施した。

2 意見聴取実施の詳細

①ワークショップ

ア 実施方法

「こども基本法」の理念(こどもの権利、こどもの意見聴取)、条例制定の趣旨などについて、市職員がプレゼンテーションしたのち、グループ毎にテーマを選択し、意見出し・発表。

選択テーマ

- こんな町だったらいいのにな
- 今、こまっていることやなやみ
- 親はこどもをどんな風に育てるべき？
- 学校でみんなが仲良く過ごすには
- こどもが 自分らしく 成長するには？
- (学校、親、友達に)こうしてほしい
- こどもの貧困問題を解決するためにはどうすればいい？
- ヤングケアラーのこどもを支援するには、どうすればよい？
- 不登校のこどもに必要な支援や制度とは？



イ 実施日、対象等

| 実施日(R6年) | 場所 | 参加人数(人) | 意見数(件) | 参加者属性等 |
|----------|--------------|---------|--------|-------------------------|
| 5/24 | 仁愛女子短期大学 | 18 | 68 | 短期大学生 |
| 6/11 | 宝永小学校 | 34 | 236 | 小学生(6年生全学年) |
| 6/26 | 福井大学 | 35 | 206 | 大学生 |
| 7/12 | やまりすの家 | 4 | 24 | 団体等が提供するサービス等を利用していることも |
| 7/18 | 啓蒙小学校 | 131 | 846 | 小学生(5、6年生全学年) |
| 7/26 | ふくい市民国際交流協会 | 5 | 9 | 外国籍等のこども |
| 7/28 | 福井市母子寡婦福祉連合会 | 10 | 45 | 会員のこども、学生ボランティア等 |
| 8/5 | ブリコラボ | 9 | 40 | 団体等が提供するサービス等を利用していることも |
| 8/20 | ほほ咲みの郷 | 〇〇 | 〇〇 | 団体等が提供するサービス等を利用していることも |

意見総数 1,474件



(R6/7/19 付福井新聞掲載記事)

②Web アンケート

ア 実施方法

オンラインで、自由記述式により意見を募集した。


こども未来アンケート

わたしたちは、こどものあかるい未来(みらい)をつくり、こどもたちがいつでも、いつまでも笑顔(えがお)で、元気(げんき)にいらしていけるようになるための、ルールづくりをしています。
こどもが幸(しあわ)せにくらせるように、みんなの意見(いけん)を聞(き)かせてください。

(アンケートは、3~10分ほどでできる簡単(かんたん)なものです)

*若者、大人の皆様へ
福井市では、市全体でこどもの成長を応援し、こどもの未来が輝くまちの実現を目指すため、基本理念としての「(仮)福井市こども未来条例」の制定に向け取り組んでいます。
条例制定にあたっては、皆様の意見を広く聴いて取り入れたいため、ぜひご意見をお聞かせください。

*必須の質問です



【アンケートはこちらから！】

QRコードをスキャンしてください

実行期間 令和6年8月31日まで

こどもみんなが
げんきにあかるくかがやくための
ルールをみんなで作ろう

取り組みについてはこちらから
(福井市公式HP)

福井市こども未来条例
<https://www.city.fukui.lg.jp/fukui-kodomowakusei/plan/g079409.html>

福井市 こども政策課 TEL：0776-20-5412

イ 実施期間、対象等

①第1回

特別支援学校等及び障がい福祉サービス事業者に対し周知を依頼し、特別支援学校等のこども、障がい福祉サービスを利用しているこども及びその保護者向けのアンケート(アンケートA)、障がい福祉サービス事業者を対象としたアンケート(アンケートB)をそれぞれ実施した。

実施期間 令和6年6月1日～6月30日

依頼先

| | 施設数 | 配布数 |
|------------------------------|-----|-------|
| 指定児童発達支援事業所・指定放課後等デイサービス事業所※ | 63 | 1,700 |
| 障害児入所施設 | 2 | 70 |
| 障害児相談支援事業所 | 19 | 190 |
| 地区障がい相談支援事業所 | 4 | 40 |
| 基幹相談支援センター等 | 3 | 30 |
| 特別支援学校 | 7 | 405 |
| 合計 | 98 | 2,435 |

回答人数 ・アンケートA

総数 164人 意見総数 432件

(内訳) こども 15人

若者 2人

大人 147人(うち未就学児がいる保護者59名)

・アンケートB

障がい福祉サービス事業者 23人(意見総数と同数)

④第2回

各学校、公民館、児童館、こども食堂等に、周知のためのチラシ、ポスターを送付し、こども及びその保護者向けのアンケート(アンケートC)、こども食堂等、日ごろからこどもと関わりのある方向けのアンケート(アンケートD)を実施した。

実施期間 令和6年7月12日～8月31日

ウ 設問一覧

アンケートA、アンケートC

| | 設問内容 | 回答者 |
|-----|----------------------------|------------------|
| Q01 | 回答者について(こども、若者、大人) | 全員 |
| Q02 | 年齢 | こども、若者 |
| Q03 | 大人やまわりの人に頼みたいこと、大事にしてほしいこと | 12才以下 |
| Q04 | まちがよくなるためにあったらいいと思うもの | // |
| Q05 | 不安や悩み | // |
| Q06 | まちのリーダーだったら？ | // |
| Q07 | 頼みたいこと、尊重してほしいこと | 13才～18才、若者 |
| Q08 | まちがよくなるためにあったらいいと思うもの | // |
| Q09 | 不安や悩み | // |
| Q10 | あなたが市長だったら？ | // |
| Q11 | その他 | // |
| Q12 | 18才以下のこどもの有無 | 大人 |
| Q13 | こどもの年齢 | 大人(18才以下のこどもがいる) |

| | | |
|-----|---------------------------------------|----------|
| Q14 | こんな町だったらいいのに | // |
| Q15 | 子育て関連で、不安や心配 | // |
| Q16 | 市長だったら | // |
| Q17 | その他 | // |
| Q18 | こどもの未来が輝くまちの実現を目指すために条例で定めるべきと考える内容など | 大人(上記以外) |

アンケートB、アンケートD

| | 設問内容 | 回答者 |
|-----|---------------------------------------|------|
| Q01 | こどもの未来が輝くまちの実現を目指すために条例で定めるべきと考える内容など | 事業者等 |

③その他

ア 庁内若手職員によるプロジェクト

市役所内の若手職員9名でプロジェクトチームを結成し、ワークショップ等を実施した。

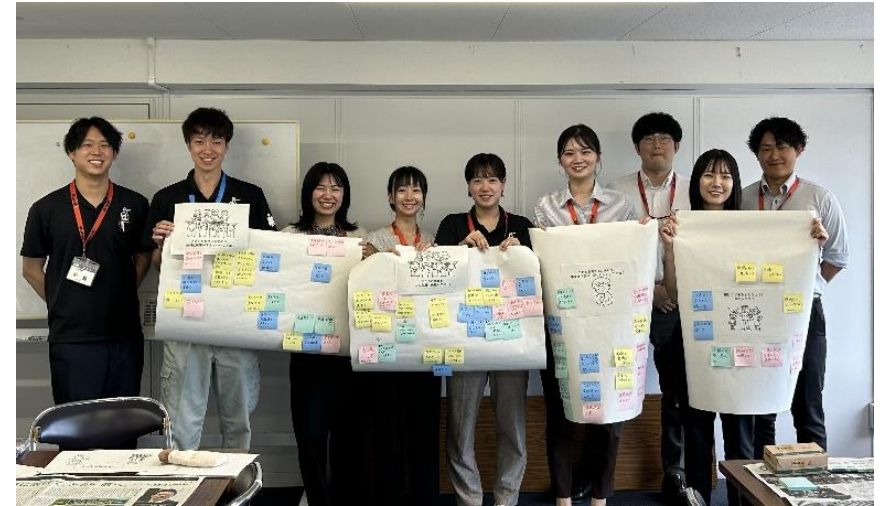
第1回 令和6年6月18日
こども基本法、こどもの権利等についての勉強会を行った。

第2回 令和6年7月3日
意見出しのワークショップを行った。(意見総数 73件)

選択したテーマ

親はこどもをどんな風に育てるべき？
こどもを育てるにあたり、事業者がしたらいいことは？
私たちの成長を、こんな風に応援してほしい
こどもを育てるにあたり、地域住民等がするといいいことは？

第3回 令和6年7月30日
第1回、第2回の結果を踏まえ、他市の条例の研究を行った。



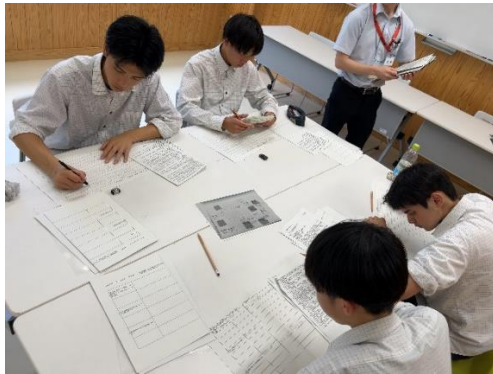
イ 足羽高校でのワークショップ

足羽高校の3年生生徒4名でワークショップ等を実施した。

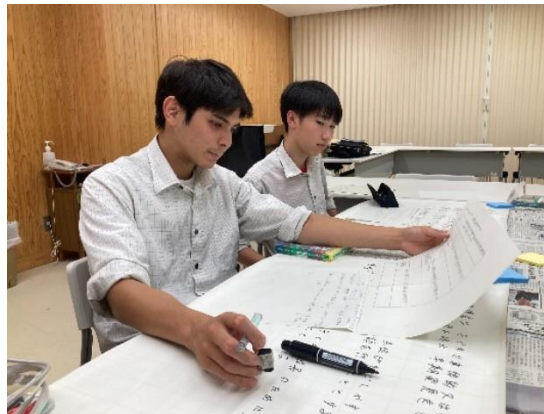
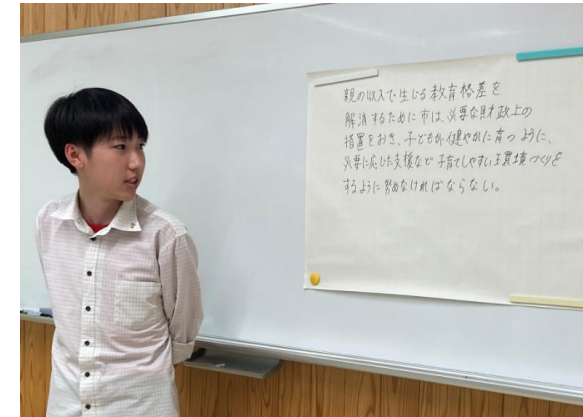
- 第1回 令和6年7月9日
グループワークによる意見出し
(意見総数 18件)



- 第2回 令和6年7月22日
他市の条例の研究



- 第3回 令和6年7月31日
条例文案の検討



ウ 藤島中学校での意見の発表会

総合学習の授業で実施された、「藤島地区のまちづくりを提案しよう」の発表会に参加し、まちづくりに関することの発表を聞いた。

実施日 令和6年7月18日

場 所 藤島中学校



第3部 こども・若者等の意見の「(仮称)福井市こども未来条例」素案への反映

1 意見反映のプロセスについて

「(仮称)福井市こども未来条例」制定に向けて実施したこども・若者等への意見聴取の取組では、いただいた意見全てについて、条例への反映を検討した。

反映の方法としては、直接その意見を条例に記載するのではなく、類似している意見については集約するなどし、それらの意見の趣旨に合うようポイントを整理した上で、文案を考察した(このため、ワークショップでは極力各意見の理由や背景を書いていたほか、各グループに職員が適宜、聞き取りを行っている)。

この報告書では、条例に反映させた意見、また、反映させることが難しかった意見について、それぞれ代表的なものを考え方と併せて記載した。

2 目的、前文(制定趣旨)等の考え方

ここでは、条例のうち、題名(名称)、前文、目的(第1条)、定義(第2条)、周知(第16条)の内容と、それをどのように検討したかを掲載する。なお、第3条から第15条までについては、こども・若者等の意見を聞いて、検討した結果を「3 意見反映の内容について」で紹介する。

① 題名(名称)

福井市こども未来条例

考え方

条例制定の趣旨や、こども・若者等からの意見を踏まえて検討した。

意見聴取の結果、「明るい子どもの未来のための条例制定に期待します。」という意見をいただいたことや、未来に向けて前向きに、こどもたちに羽ばたいてほしいという思いから、「未来」という言葉を入れた。

候補案として「こども未来応援条例」や、「こどもの未来が輝くまちづくり条例」なども検討したが、こどもも含め、市民への伝わりやすさから、この名称とした。

② 前文(条例制定の趣旨)

こどもは、未来をつくる大切な存在であり、希望です。

かけがえのない個性を持ち、無限の可能性を秘めた、未来を担うこどもたちの一人ひとりが、愛情や思いやり、人と人との触れ合いや支え合いの中で、個性豊かにのびのびと育まれることができる社会は、全ての市民の理想とするところです。

私たちは、こどもの権利を尊重し、さらに、こどもが自らの可能性を広げられるよう社会全体でこどもの成長を応援することにより、こどもの未来が輝くまちの実現を目指すため、この条例を制定します。

こどもが、かけがえのない存在であること、無限の可能性を秘めていること、一人ひとりが愛情や人との関わりの中で豊かに育まれることが理想であること、また、権利を尊重することに加え、「こどもが自らの可能性を広げられるよう社会全体でこどもの成長を応援することにより、こどもの未来が輝くまちの実現を目指す」という条例制定への強い思いを盛り込んだ。

③ 目的(第1条)

(目的)

第1条 この条例は、市として子どもを育む上での基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者の果たすべき役割を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体で子どもの成長を応援し、子どもの未来が輝くまちの実現を図ることを目的とする。

考え方

子どもを育む上での理想となる姿や、市や保護者など、それぞれの主体が果たすべき役割を明らかにすることで、子どもの未来が輝くまちの実現を目指すことを目的とした。

④ 定義(第2条)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 子どもが生活する地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等 学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学、通園、通所し、又は入所する施設等をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

それぞれの用語について定義を定めた。
「子ども」については、子ども基本法に定めのある定義とした。

⑤ 周知(第16条)

(周知)

第16条 市は、この条例の趣旨について、子どもを含めた市民に関心を持ってもらい、また、理解を深めてもらうことができるよう、周知するものとする。

考え方

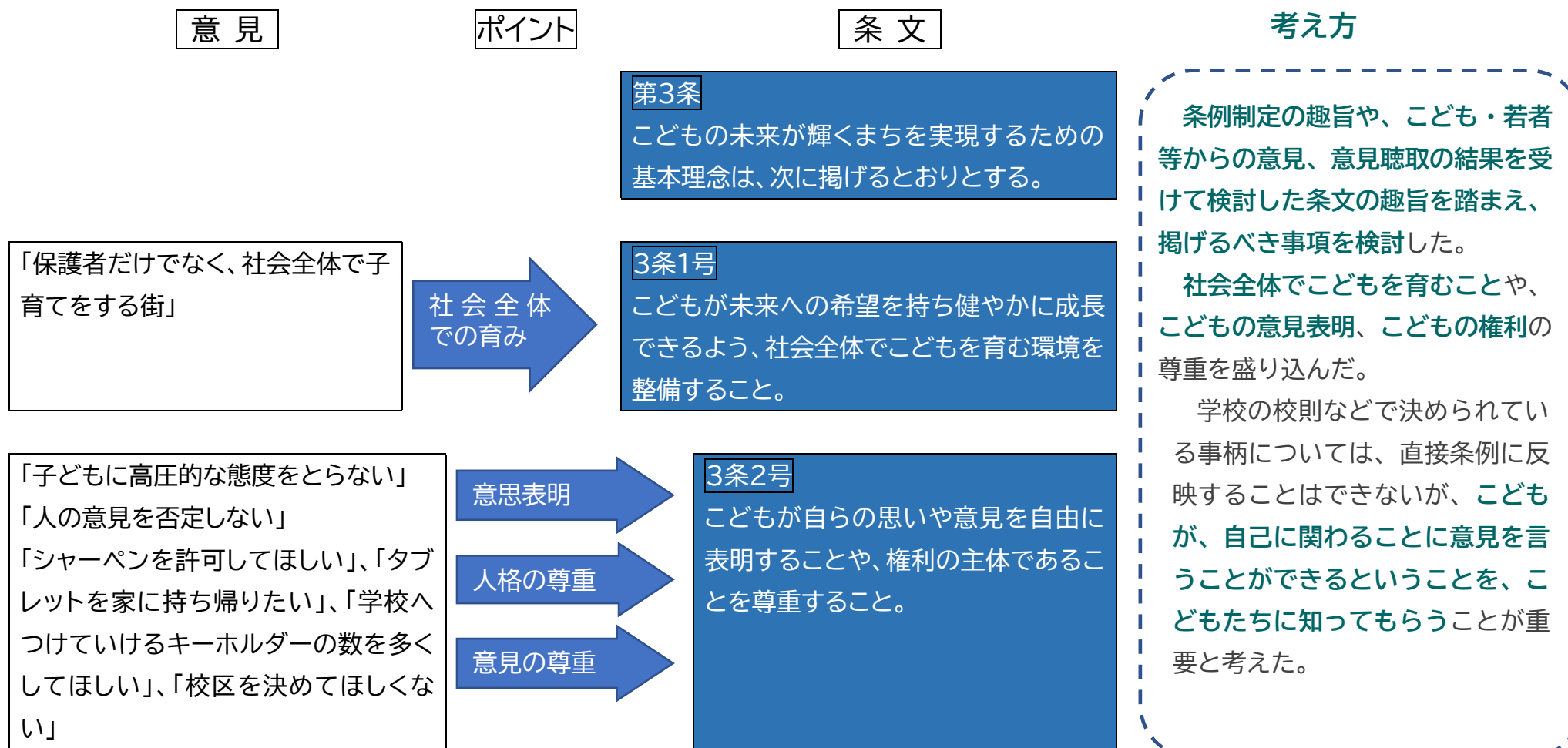
この条例は、基本理念をはじめ、子どもの権利などについて、内容を市民に広く伝えていくことが重要である。また、意見聴取では「発達障害児の理解が進んでいない」などの声もあったため、特に配慮が必要な子どもとの関り方などについても、周知することが重要と考えた。

子どもを取り巻く大人や、子ども自身の認識を高め、子どもの未来をより良いものにしていくため、この条例の内容について市民に関心を持ってもらい、また、理解を深めてもらうことができるよう、市が周知することを盛り込んだ。

3 意見反映の内容について

★意見について原文のまま掲載したものは「」付き、要約したものは「」無しで記載した。

分野 基本理念



「色んなことに挑戦させる」

個性や能力

3条3号

こどもの最善の利益を実現するため、こどもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することができるよう必要な支援を行うこと。

「子どもにいろんな体験させて、自主性をきたえる」、「一から百まですべて教えるのではなく、自分で挑戦させてあげて失敗の経験をさせる」、「過保護になりすぎない（自分の意思で行動できなくなるから）」

生きる力

3条4号

こどもの主体的に生きる力を育み、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うこと。

「障がい児の支援の体制が、自治体 地域 家庭等を巻き込んで明確になると良い」

それぞれの役割

3条5号

市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力すること。

「障害があるなしに関わらず集まり楽しめる場所を作ってほしい」

全てのこどもが基本理念の下に育まれること

4条

全てのこどもは、前条に定める基本理念の下に生まれ、障がいの有無や、国籍の違い等にかかわらず、個人の属性や置かれた状況に応じて必要な支援を受けることができる。

こどもが**個性や能力を最大限に発揮し**、こどもが最も良い人生を送ることができるように支援することなどを盛り込んだ。

また、基本理念の下で生まれ、**未来に輝いてほしいこども**に、障がいがあるこどもや、外国籍のこどもなど、**全てのこどもが含まれる**ということを示した。

分野 こどもの権利

意見

ポイント

条文

考え方

(こどもの権利及び他者の権利の尊重)
第5条 こどもには、安心して自分らしく生きるために次に掲げる権利が保障され、また、何人も、その権利を侵害してはならない。

こども・若者等の意見から、特に条例で定めることにより、尊重していくべきと考える権利を示した。

こどもが、できないことや不得意なことがあったとしても、個性として認められ、尊重されることを盛り込んだ。

「きょうだいで比べるのをやめてほしい」、「お兄ちゃん、(お姉ちゃん)だから…と決めつけるのをやめてほしい」、「友達と比べないでほしい」、「個性を認める」、「多様性を尊重」、「子どもを親の所有物だと思わない」

個性や多様性

5条1項1号
自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

「強制的に食べさせたりしないでほしい」、「否定しない」、「たまに、「バカ」や「アホ」などの発言があるのでもっと優しい言葉にする」

一人の人間として尊重

「自己表現」、「自主性を重んじる」

自分のことを自由に表現

5条1項2号

自分の意思や考えを自由に表現し、自分に関することを主体的に決めること。

「友達によって遊べない(親にダメと言われる)」、「自分の習い事で脅さないでほしい」「○○やらないと△△やめさせる」など」

自分のことを主体的に決める

5条1項3号

自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。

「習い事を自由に楽しくさせてほしい」、「お前は「○○ができないから、△△もできない」と言うのをやめてほしい」

希望や可能性

5条1項4号

性別、年齢、障がいの有無、国籍や宗教など、いかなる理由を元とした差別も受けないこと。

「性別を理由にした差別・制限の禁止」、「障害者へのいじめや偏見をなくして欲しい。特に小中学校で特別支援学級へ通っている児童生徒に対してなくして欲しい」、「年齢や身長、体重などで差別しない」

あらゆる差別の禁止

こどもが、自分に関することについて、主体的に決める権利を有していること、夢を持ち、可能性に挑戦できる権利があること、いかなる差別も許されないことを盛り込んだ。

「いじめをしない」、「いじめや差別がないようにしてほしい」、「暴力的にしない」、「親の喧嘩をやめてほしい」、「虐待にならないようなしつけを」



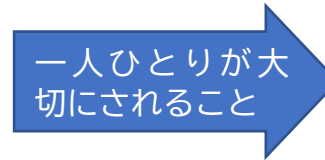
5条1項5号
いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力や不適切な環境から守られ、プライバシー及び名誉が守られた、安全で安心な環境で生活すること。

「いじめを相談できる場所」、「悩みを誰にもうちあけられない」、「悩み事を相談できる機会がない」



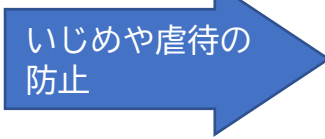
5条1項6号
悩みや困りごとを相談し、支援を受けることができ、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めること。

「愛情もって！褒めるときも、怒るときも」



5条2項
子どもは、自分の権利が保障されるのと同様に、他者の権利を尊重しなければならない。

「いじめをしない」、「いじめや差別がないようにしてほしい」(再掲)



いじめや虐待、体罰など、**子どもへのあらゆる暴力が許されないこと**や、悩みがあるときに相談することができ、支援を受けることができること、また、いじめなどを撲滅する観点から、権利が保障されることも自身も、**周りの子どもの権利を尊重**しなければならないことを盛り込んだ。

分野 市の役割

意見

ポイント

条文

考え方

6条

市は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、こどもを社会全体で育むための施策を策定し、総合的、計画的に推進するとともに、関係機関がそれぞれの役割を果たせるよう支援し、相互に連携及び協力するものとする。

基本となる施策の内容は第11条～16条で示すこととし、基本理念にのっとりして施策を策定することや、保護者や事業者などの他の主体がその役割を果たすことができるよう支援すべきこと等を示した。

分野 保護者の役割

意見

「頭ごなしに否定しない。干渉しすぎない」、「子どもの将来の選択肢を広げられる環境作り」、「親自身の経験に固執しない」

「こどもにストレスをぶつけない」

「子どもにいろいろな体験させて、自主性をきたえる」、「一から百まですべて教えるのではなく、自分で挑戦させてあげて失敗の経験をさせる」

「子どもの話をちゃんと聞く、時間をちゃんとつくる(スマホばかりで向き合う時間がない)」、「子どもの話を最後まで聞いてあげる」、「子供への無関心を避ける」

ポイント

人格の尊重

心身の安定

生きる力

こどもと向き合う

条文

7条

保護者は、家庭がこどもの心身の成長及び人格の形成にとって大きな役割を担っていることを認識するとともに、こどもの個性と人格を尊重し、こどもが生きる力を育むことができるよう支え、また、こどもが家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるよう努めるものとする。

考え方

第5条で何人もこどもの権利を侵害してはならないことを定めているが、その上で、保護者がこどもの心身の成長や人格の形成におよぼす影響の大きさを鑑み、特に保護者がこどもの個性と人格を尊重することを、盛り込んだ。

また、こどもが生きる力を育むことができるように導くことも、盛り込んだ。

さらに、家庭が、全てのこどもにとって心身ともに安らぐ場所となるよう、保護者が努めることとして盛り込んだ。

分野 地域住民等の役割

意見

「地域で見守り優しい声かけ(挨拶や、ひとこと)」、「見て見ぬふりをしない、街全体で子供を守る」

ポイント

地域での見守り

条文

8条
地域住民等は、こどもが安心して遊び、学ぶことができるよう、その地域においてこどもを見守るとともに、地域がこどもの豊かな人間性及び社会性をはぐくむ場であることを認識し、地域で行われる行事等において、多様な世代やこども同士の交流及び様々な体験の機会を積極的にこどもに提供するよう努めるものとする。

考え方

こどもの見守りなど、日常生活の中でできることについて、地域住民が努めることとして盛り込んだ。

また、地域で行われる行事等において、**交流の場や、体験の機会**を積極的にこどもに提供するよう努めることを盛り込んだ。

分野 学校等の役割

意見

「がっこうをたのしくしよう」、
「学校のじゅぎょうがおもしろく
なるといい」

ポイント

生き生きと学び
成長できる場

条文

9条
学校等は、こどもの興味や関心を引き出すことにより、こどもが心身ともに健やかに成長し、主体的に生きる力を身に付けることや、その能力を高めること、可能性を最大限に広げることができるよう取り組むとともに、こどもが安全かつ安心して育ち、学ぶことのできる場となるよう努めるものとする。

考え方

「学校生活を楽しく」、という意見や、「授業を面白く」、という意見が見られたことから、こどもの**学校生活が生き生きとしたものとなるよう**、「こどもの興味や関心を引き出すこと」という文言を入れた。また、**主体性などのこどもの能力を引き出すこと**の他に、安全に、安心して育ち学ぶ場となるよう、学校等が努めることとすることを盛り込んだ。

分野 事業者の役割

意見

「子どもの急病で早退、欠勤になっても、当事者が気兼ねすることなく休める、快く受け入れてくれる職場、環境」、「職場に併設する、職場管理の保育所建設推進・保育士資格の優遇処置等」、「少子化対策の為親が休みを取りやすいよう企業支援する」

ポイント

事業者による子育て中の従業員の支援

条文

10条

事業者は、こどもを育てる家庭と事業者とのかかわりや、こどもの育成についての社会的な影響力及び責任を認識して、雇用する従業員が子育てと仕事の両立をできるよう必要な職場環境の整備及び従業員への周知を行うとともに、こどもが社会の仕組み及び職業に対する興味を持ち、理解を深めることができる機会の提供に努めるものとする。

考え方

雇用する従業員等が仕事と子育てを両立できるよう、事業者等が**制度面の整備**や、**周囲の従業員への周知**を行うよう努めることを盛り込んだ。また、社会の仕組みや職業に興味を持ち、理解を深めることができる機会の提供に努めることを盛り込んだ。

分野 子どもの育ちの支援

意見

「街灯少なくて夜怖い」、「街灯いっぱいにして欲しい」、「通学路にガードレール」、「安全運転する人増えてほしい」

ポイント

安全・安心な環境

条文

11条

市は、子どもが安全な環境の下で、安心して、また、健やかに成長することができるよう、子どもの育ちを支援するものとする。

考え方

子どもが安全・安心に、健やかに育つことができるよう、市が支援することを盛り込んだ

分野 遊び、文化、多様な学び、経験

意見

ジブリパーク、レゴランドなどのテーマパークや、ラウンドワンといった遊べる場所がほしい。
コストコやイオンモール、大きなアニメイトなど、特定の商業施設がほしい。
「服屋が増えてほしい」、「映画館を増やしてほしい」、「カフェを増やしてほしい」
HMV やタワーレコードなどの特定のレコードショップや、ガチャガチャ専門店、アウトレットがほしい

「友達と一緒に勉強ができる場所がほしい」、「無料の塾がほしい」

ポイント

遊びや多様な経験、学び

学びの場の確保

条文

12条

市は、こどもが豊かな自己を育み、可能性を広げることができるよう、遊びや多様な経験、学び等の機会や場所の提供を図るとともに、参加できる環境を整えるものとする。

考え方

幅広い世代のこどもや若者が、それぞれの年齢において、**最低限の権利を守られるだけでなく**、多様な経験を通じて、**自己実現**することができるよう、**遊びや多様な経験、学び等の機会を提供し、参加できる環境を整えること**を盛り込んだ。

分野 こどもの状況に応じた適切な支援

意見

ポイント

条文

考え方

13条

市は、次に掲げる状況に置かれたこどもが、この条例に定める基本理念に基づき育まれるよう特に配慮することとし、第11条に定める支援や、前条に定める遊びや多様な経験、学び等の機会の提供について適切に行うものとする。

(次項へ)

第4条で示した全てのこどもが基本理念の下に育まれるということを具現化するため、**第11条に定める支援や、第12条に定める機会の提供等を、特に配慮が必要なこどもについても市が適切に行う**ということを盛り込んだ。

(続き)

「日本語をしゃべれない外国人が学校でしゃべれるように日本語を学べる塾を作る」、「心・身体の虐待がないように」、「虐待にならないようなしつけを」、「子どもが不登校で通える場所がない」、「ヤングケアラーに関して、施設無償化、専門の施設、家庭への補助金、学校の授業の中でも取り上げていく」、「子ども食堂をフェス化」「同士とはなす機会をつくる」、「好きなことができない。スポーツだったらクラブや部活に必要な物を提供する。」、「教育格差をなくす。将来就く職に関わる。」

多様な状況にあること
もの支援

13条1号

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の障がいのあることもや、医療的ケアが必要なことも

13条2号

国外から帰国した子どもや外国籍の子ども、両親とも又はいずれかが外国人であることも

13条3号

虐待を受けている又はそのおそれがあることも

13条4号

いじめを受けていることも

13条5号

不登校の子ども

13条6号

家事や家族の世話、介護等を行うなどの過度な負担を抱えていることも

13条7号

家庭、学校又は地域で孤立しているなど居場所の支援が必要なことも

13条8号

前各号に定めるほか、特に支援が必要なことも

分野 子育て家庭への支援

意見

「18歳以下の医療費の無償化」

ポイント

産み育てる環境

条文

14条1項

市は、市民が安心して子どもを出産し、育てることができるよう、妊産婦や保護者に対してそれぞれの段階における必要な支援を行うものとする。

考え方

妊産婦や保護者などが、安心して子どもを産み育てることができるよう、必要な支援を講じること、また、経済的に困難な家庭やひとり親家庭など、**様々な状況にある家庭についても、適切に支援**することで、子どもを育てやすい環境を整備することを、市が努めることとして盛り込んだ。

「塾に通いたくても通わせることができない家庭」、「無料で利用できるカウンセリング」、「公民館や近くの施設等で無料授業」、「匿名掲示板をつくる」

多様な状況にある家庭の支援

14条2項

前項に定める施策については、経済的に困難な家庭やひとり親家庭など、様々な状況にある家庭に対し、その状況に応じた適切な支援や、子どもを育てやすい環境の整備に努めるものとする。

分野 情報提供、相談体制

意見

「子どもなやみセンターをもっと入りやすくしてほしい」、「子供の悩みをもっと相談する場所があると、いいと思う」「いじめを相談できる場所」、「同士とはなす機会をつくる」、「匿名掲示板をつくる」

ポイント

悩みを相談できる体制

条文

15条

市は、こども及び保護者が必要な支援を受けられるように適切な情報提供を行うほか、安心して悩みを相談できるよう、国、県、学校等、事業者その他の関係機関と連携し、その体制の充実を図るものとする。

考え方

悩みを相談する場所を求める意見があったことから、市の相談窓口等について適切に情報提供するほか、関係機関とも連携して相談体制を充実していくことを盛り込んだ。

4 条例への反映が難しかった意見

(親の役割として)

「自然にたくさん触れさせる」、「子どもの教育大切にする」

子ども自身が決めること

考え方

子どもにとって大切なことは、自然、教育、運動、音楽など、多様な方向性があり、優先順位は、何よりもまず子ども自身によって決定されるべきであると考えた。ただし、これら多様な選択肢の中から、選ばれたものが、体験できる環境があること自体は前提条件なので、市の基本施策の中で、多様な経験、学び、遊び等の機会の提供を入れた。(12条)